

平成29年度事業計画

社会福祉法人 ロザリオの聖母会
共同生活援助事業所
ナザレの家あさひ

I 施設概要

1 所在地

千葉県旭市野中4017

2 事業の名称（定員）等

2-1 障害者総合支援法による指定事業

(1) 共同生活援助事業（介護サービス包括型）

定員92名（平成29年5月より定員90名に変更予定）

- ア 野中ハイツⅠ（定員男性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- イ 野中ハイツⅡ（定員女性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- ウ 若衆内ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市ニ3500-11
- エ 横大道ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市三川7542-2
- オ 中川ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市野中4070-2
- カ 萩園ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市萩園1250-4
- キ 東足洗ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市東足洗2277-1
- ク 西足洗ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市西足洗562-56
- ケ 広原ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市後草2024-31
- コ 大割ハウス（定員女性5名）
千葉県旭市野中3811
- サ 対馬ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市野中4070-2
- シ 下立ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市野中3625-1
- ス 生沼ハウス（定員女性3名）
千葉県旭市イ1694-8
- セ 矢指ハウス（定員混合4名）
千葉県旭市野中3811
- ソ 仲町ハウス（定員男性5名） 平成29年5月廃止予定
千葉県旭市口897
- タ 小割ハウス（定員男性2名）
千葉県旭市野中3850-6
- チ 折戸ハウスⅠ（定員混合6名）
千葉県旭市野中3985-4
- ツ 折戸ハウスⅡ（定員混合5名）
千葉県旭市野中3985-4

- テ 仲才ハウス（定員混合 9 名）
千葉県旭市二 2 4 9 1 - 1
- ト 川間ハウス（仮称）（定員男性 3 名） 平成 2 9 年 5 月開設予定
千葉県旭市萩園 1 8 8 9

3 職員構成

別紙 1 のとおり

4 組織図

別紙 2 のとおり

II 基本方針

どのような重い障害を持つ人も人間として尊重し、生命の尊厳を保障するとともに、利用者個々の持つ能力に応じた生きがいのある生活を送れるように支援に努める。

III 中・長期計画

1. 地域の中でのひとつの資源として定着できるように近隣市民との関係を密にする。
2. 利用者個々の特性をしっかりと捉えた上で適切な支援を行えるように職員の専門性を高めていく。
3. 日中の過ごし方において定期的に生活の見直しを行い、就労等を視野に入れた取り組みについて検討していく。
4. 生活の場としての重要な資源であることを踏まえて、支援システムの構築も含めて、存在のあり方を検討していく。
5. この地域の認知症ケアの取り組みの中で、支援センターとしてどのような取り組みが出来るかを検討していく。
6. 身体障害を持つ方への身体介護支援や、高齢化に伴う身体介護等、介護体制を併せ持つ支援体制を構築していく。
7. 法人内大規模施設としての位置づけにふさわしい、安定的な運営基盤を構築していく。
8. 事業所内においての、組織体系を構築し、より質の高い支援を行える体制を構築していく。
9. 質の高い支援の提供を行うためにも、職員の身分保障や安定した雇用を行えるように改善を行っていく。
10. 事業所内において、各ホームと事務所との連携や役割分担に関してしっかりと整理をし、より充実した支援センターとしての体制を構築していく。
11. 障害者総合支援法の施行により、利用対象者が拡大され難病を持たれた方もサービスの利用対象となった。今後はこのような方もホームの利用希望が出てくる事が予測される。その際には、しっかりと対応できるように体制を構築していく。
12. 利用者数、職員数共に増加していく中で、組織体制の充実を行っていく。

IV 年度計画

1 主な計画

1-1 本年度の重点目標

(1) 運営管理

ー福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努めるー

ア 制度改正など諸情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望

来年度（30年4月）からは、報酬改定の時期であり、今年度中に様々な変更についての議論が行われる予定である。その中にはグループホームに関する部分も多くあり、重度化・高齢化に伴う支援のあり方、非該当・区分1の方々のグループホームの利用について、個別の居宅介護利用の経過措置について、新設される自立援助事業の制度のあり方について等々、制度の動向については注視しておかなければならないと考える。

その上で、事業所としては利用者の希望に寄り添えるように、組織の充実化を図っていききたい。ここ数年続けている常勤職員の増員をさらに進めていくことと共に、非常勤職員の確保への取り組みも検討していききたい。事業所内の組織体制を明確にし、利用者への支援の質の向上にも努めていききたい。

イ 人材の確保、定着、育成の推進

人材の確保については、実習生や学生へのアプローチを引き続き行っていくことと、改めて学校の開拓を今年度は行っていききたい。また、人材不足の問題は圏域内の他事業所も同様の課題を抱えているため、市町村や圏域の課題としても提起していき、自立支援協議会や海匠圏域グループホーム等連絡協議会などとも連携しながら課題の解決に努めていききたい。併せて処遇改善についても、今年度新設される処遇改善加算を活用し賃金の向上を図るとともに、夜間勤務者の雇用形態を含めた改善に引き続き取り組んでいききたい。その他、引き続き中間管理職の人員の充実を目指していききたい。研修についても、現在は事業所内においては、通常の職員研修のみを行っているが、中間管理職用の研修についての検討も行っていききたい。

ウ 福祉サービスの一層の充実を目指した施設整備の改善・拡充

建物等の老朽化による改善について、今年度は若衆内ハウス（屋根外壁等修繕工事）を計画している。また、消防法令改正に伴い、昨年度に引き続きスプリンクラー設備整備を行っていく。自動火災報知設備及び火災通報装置の整備についても、未整備のハウスについて順次設置していくとともに、昨年度未完了であった通報装置の連動型への切換え工事も行おう。

建物や設備については、利用者が安心・安全に暮らしていけるようにその都度改善を行っていくことは当然のことながら、併せて、職員の支援時における心身の負担を軽減するための環境整備も昨年同様に行っていききたい。

資金面については、昨年度、建物の改修内容の変更や、急な消防設備整備等が発生するなどし、調整を要することがあったため、法令改正などをはじめとする、社会情勢を常に視野に入れた計画をたてて、それを着実に進捗させることはもとより、不測の事態が発生した場合にも対応出来るように、予算の管理と資金確保ができるよう努力していききたい。

エ 堅確な財務規律と内部管理体制の確立

社会福祉法改正に伴い、財務規律の強化や事業運営の透明性が求められるため、日常的な資金運用における正確な会計処理と予算の管理に努めるとともに、修正事項などが発生した場合には、速やかに執り行うものとする。また決裁に係る専決事項などについても、定款や規程に基づいた的確な処理が行えるよう、事業所内はもとより法人本部との連携を図りながら、より円滑で正確な運用に徹する。

県や健康福祉センター等から求められる、利用実績等については適切に回答していく。また、ホームページ等を活用し情報公開に努める。ホームページに関しては、必要に応じて更新をしていく。

オ 新規グループホームの開設

川間ハウス（仮称）（定員3名）を新規開設する。新規開設に伴い、老朽化している仲町ハウス（定員5名）を閉鎖し、利用者3名を移動させる。尚、総定員数については、92名から90名に変更する。

（2）利用者サービス

ー社会福祉法人に求められる課題を踏まえつつ利用者等へのサービスの質向上に努めるー

ア 地域医療・福祉への取り組み

今年度は、聖家族園1名、海上寮療養所1名、在宅2名の受け入れを具体的に予定している。グループホームの見学及び利用希望の相談が増えているので、関係機関と連携して対応を行っていききたい。

触法障害者への支援については、関係機関と協力して対応していく事を求められる場面もあり、必要に応じてケース会議等を開催し情報共有を行っていききたい。

医療的ケアや終末期の対応を、利用者の意向を尊重しながら関係機関と情報共有し、支援を行っていききたい。

地域福祉を進める中で、「障害のある人が誰もがありのままにそのひとらしく」生活していくためには、地域住民とのつながりが大切であり、地域行事への参加等、地域の一員としての役割に積極的に取り組み、地域に貢献していく。また、地域の方への挨拶などを通じて日常的に交流を図っていく。継続して町内会の活動への参加を通し、関係づくりを行う。夕涼み会やもちつき大会の開催時には、地域の方や関係機関へ声を掛け、風通しの良い暮らしの場を作っていく。

イ 虐待防止、権利擁護、差別解消に向けた取り組み

虐待防止委員会を中心に、職員が法人の理念、倫理綱領、職員行動規範を再確認し行動が出来るように世話人会議等を活用して取り組んでいきたい。また、虐待発見時には通報義務が職員にあることを周知し、問題の長期化や深刻化を防いでいきたい。昨年度施行された障害者差別解消法については、継続して情報を周知していく。広域専門指導員や障害者グループホーム等支援ワーカーへ巡回を依頼し、閉鎖的な環境であることを職員が認識し、職員自身の虐待に対する自己抑制の向上につながるよう努めていく。

ウ 利用者の立場に立った福祉サービスの実施

利用者主体の暮らしが行えるように、入居時やモニタリング時に利用者の意向を丁寧に聴き取り、計画を基に支援を行っていく。また、日中活動支援についても、ホーム内での

時間が多くなっている利用者については、今一度どのように暮らしていきたいのか確認を行い、支援体制を再構築していきたい。

意思決定支援については、意思決定支援のガイドラインを活用した研修の機会を設け、利用者にとって、意思決定を行いやすい環境や方法について検討をしていきたい。

昨年度に行った福祉サービス共通基準の評価及び行動規範の自己評価を事業所内の世話人会議で共有し、日頃の業務に役立てていく。福祉サービス共通基準の評価においては、「施設、事業所及び周辺の衛生管理」の項目が低い。清掃及び衛生管理についてマニュアル等を作成し配布を行い、清掃及び衛生管理に対する意識向上に努める。

職員行動規範において、「利用者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等は同性介助を原則とする。」の項目が低く、特に男性職員が少ない職場環境になっており、女性職員が男性利用者を介助する機会が多いため、男性職員の採用率を上げていく事を継続して検討していく。

苦情解決制度活用については、利用者へ各ハウスのミーティングを活用して、苦情解決の窓口及び苦情解決の仕組みを周知していく。家族については、郵送物を送付する際にチラシを配布するなどして周知を行う。職員については、利用者・家族からの苦情を聞いた場合には、苦情受付担当者へつなぎ、すみやかに対処できるように、対応手順を世話人会議で周知をする。

エ サービス提供上必要な事項の全体的点検と基本的事項の遵守

事故・急病時の対応マニュアルを周知し、対応力を向上させる訓練を世話人会議で行っていききたい。

業務において法令遵守すべきことを職員と確認し、一定水準の生活の質・支援の質を確保していく。

オ 研修体制及び内容の充実

内部研修は世話人会議において月1回行う。また、数か所のホーム単位での研修を検討し、専門性を充足していくように努める。

外部研修については、千葉県グループホーム等連絡協議会や千葉県精神障害自立支援事業協会の居住系事業所部会や日本グループホーム学会などに所属し、必要な会議や研修等に積極的に参加し、支援者としての質の向上に努めたい。また、世話人の参加率が低いため、研修の内容によって世話人へ直接はたらきかけ参加を促していく。

カ 地域のニーズに合わせたサービスの展開を図る

- 1) ファミリーホーム（小規模住居型養育事業）などを含めた児童期の支援を検討していく。今年度は実際に事業を行っている所の視察を行う。
- 2) 海上療養所からの退院支援の取り組みと連携を行い、介護が必要となる利用者への対応を含めて支援の構築を行う。
- 3) 法人内はもちろん、地域の中で出てきたニーズに応えられるようにしていく。
- 4) 触法障害者への支援のあり方の検討や、専門性を高めていく。

(3) 安全対策

－法人の総合的な安全衛生対策の向上を図る－

ア 法人全体の防災・防犯対策の向上と交通事故防止対策

- 1) 警備会社と契約を行い、火災時の早期発見と連絡体制の整備を行うと共に、近隣住民や消防署、消防団等にも協力してもらい、実用的な避難訓練を行う事により防災対策の向上を図る。
- 2) 年3回防災訓練を実施、また緊急時にはBCPマニュアルに沿って対応を行えるよう準備をしておく。地震、津波、火災、風水害、パンデミック等あらゆる災害時や防犯の対応等日頃の備えと緊急時への即応力を強化する
平成29年6月 火災想定での消火・避難・通報訓練を行う。非常用備品の確認を行う。
9月 法人合同防災訓練に沿って行う。
平成30年3月 夜間の地震・津波での避難訓練を行う。
- 3) 防犯対策としては、各ホームに防犯シールを貼る事やセンサーライトの設置をする等、防犯対策を行う。
- 4) ホーム毎に対策が異なるため、それぞれのホーム内で利用者、職員の緊急時の対応についての共有を図ると共に、法人との連携や地域との連携を図り対策を強化する。
- 5) 救命胴衣着用の訓練を行い、津波避難時の安全性を高める。
- 6) 階段昇降の担架を使用して訓練を行い、車いす利用者が迅速に避難できる体制を整備する。
- 7) 消防設備の検査・点検を行っていき、必要に応じて修理や買い替えを行う。
- 8) 職員の交通安全講習会に参加を促し、通勤途中や利用者送迎時等の交通事故防止に努める。
- 9) 防火管理者を配置し、火気、消防等についての管理を行う。
- 10) 法人本部と綿密な連携を図り、緊急連絡網を適宜整備・更新し、非常災害及び利用者の事故、車両事故、急病等の対策に万全を期する。
- 11) 職員の健康診断を年度始めに実施する。
感染防止対策として、O-157などの保菌検査やインフルエンザの予防接種を行う。

イ 利用者等安全対策の向上

- 1) 災害に備えて、非常用持ち出し袋を各ホームに常備しておく。また、避難訓練時に緊急時の避難場所（第1・第2）の確認を行う。
- 2) 各ホームにおいて、高齢化に伴い、身体的な介護を必要とする利用者も増えているため、世話人会議等を通じて、介護技術の向上と安全配慮の確認を行う。
- 3) 行方不明者が出た場合には、その利用者の状況を家族・関係者と相談し、捜索を必要とする場合には、第1次的に法人内の協力による捜索、第2次的に警察へ捜索願を出して対応する。
- 4) 利用者の状態悪化時を想定して支援に努める。しかしながら、急な状態悪化時には関係者と情報共有を行い支援方法を早急に検討し対応を行う。

5) 昨年度導入した介護用リフトを継続して安全に使用できるように研修の機会を設けていく。

ウ 職員のメンタルヘルスとハラスメント対策の向上

職員が孤立化しやすい環境であり、職員が抱える課題や不安を相談できる体制を整えていく。精神状態に不安定を感じる職員へは産業医への相談先があることを情報提供していく。各ハラスメントについては、どのような具体的な行為があてはまるのか世話人会議等で周知していく。

エ 安全運転対策の向上

- 1) 通勤時や、買い物支援・外出支援時等、運転をする際の運転マナーの向上と注意喚起を定期的に行う。
- 2) 車両の整備不良による事故が無いように、定期的に車両点検を業者に依頼し行う。
- 3) ドライブレコーダーを設置し、安全運転意識の向上を図ると共に、定期的に注意喚起を促していく。
- 4) 職員の交通安全講習会への参加を促し、通勤途中や利用者送迎時の交通事故防止に努める

オ IT・情報管理対策の向上

事象所内の全てのパソコンにUSBメモリ等の利用制限を行い、不正通信の防御、内部からの情報の流出防止の為の対策を実施し、リスク管理体制の強化と不正事故の防止に努めていく。

すべての個人情報の取扱において、公私において職員個々の意識を高めると共に、適切な保管を行っていく。

2 部門別計画

2-1 管理者・サービス管理責任者

(1) 施設運営の充実とサービスの質向上に努める

利用者と職員を合わせて約140名の事業所であり、様々な対応を迅速に判断する必要が求められており、中間管理職を更に1名配置し、安定した組織体制にしていく必要がある。また、マンパワーの確保を行いながらも、業務の効率化を行い、職員の支援スキルを上げ、利用者の生活が更に良くなるように組織的に取り組んでいきたい。

相談支援事業者と連携し、計画相談で作成されたサービス等利用計画と連動して、個別支援計画を作成し、利用者が主体的に暮らしていけるように支援をしていく。

重症心身障害者、医療的ケアの必要な障害者、触法障害者の受け入れをしており、継続的に関係機関と多職種でのチームアプローチを行い、利用者の変化に対応できる支援体制を築いていく。

(2) 人事考課制度の定着・活用をとおして、職員の育成と意欲向上を図る

人事考課制度を実施することにより、職員の能力を適正に評価するとともに、その評価を基に支援技術の向上を図る。また、対象とならない職員への考課の仕組みを再検討する。世話人の経験年数も幅広くなっていることもあり、ナザレの家あさひとしての支援方針を確認していく機会として、有効活用していく。メンタルヘルスについても、職員の心身の状況を把握していく場として活用していく。

- (3) 総合的な安全対策の構築を図る
防災計画の作成、避難訓練等の実施を通して、日常から安全対策に努めると共に、感染症対策に関してもよりいっそうの充実を図る。消防法令の遵守を基本に、設備の設置・点検を行い、有事に対応できる環境を整備していく。備蓄用品の種類・量を再検討するとともにその使用方法を確認し、次にきたる災害に備えていく。
- (4) 法人本部との連携を図る
法人本部との連携を密にし、適切な支援体制を確保するとともに、サービス提供にあたる。
- (5) サービス等利用計画やモニタリング結果をふまえた個別支援計画を作成していく。
- (6) 職員に対してのスーパーバイズやメンタルケアに関して、強化を図る。
- (7) 事業所内の役割の整理
管理者・サービス管理責任者・主任・副主任とそれぞれの業務・役割の整理を行う。
- (8) 他機関との連絡会を通して、情報共有を行い、利用者が主体的に暮らしていけるように支援をしていく。また、職員が専門職からの支援方法を学び、スキルアップ出来る機会を提供していく。
- (9) 意思決定支援のガイドラインを確認し、職員へ周知をしていく。
- (10) 各ハラスメントについて確認し、職員へ周知をしていく。

2-2 世話人・生活支援員

- (1) 利用者主体の暮らしを継続していくために、関係機関との連携を密にし、個別支援計画を基に利用者への支援方法を統一して支援を行っていく。また、常に利用者のニーズを把握するよう努め、個人記録等を通してサービス管理責任者へ利用者の生活状況や個別支援計画の実施状況等を報告する。
- (2) 人事考課制度の定着・活用を通して、職員の育成と意欲向上を図る
世話人とのコミュニケーションの機会を十分にとり、利用者の生活が豊かになることで職員のモチベーションが上がるように努めていく。
- (3) 法人内や千葉県グループホーム等連絡協議会、日本グループホーム学会等が主催する研修会へ参加し、世話人・生活支援員の技術の向上に努めていく。
- (4) 総合的な安全対策の構築を図る
避難訓練等の実施を通して、避難方法・避難経路・非常時の連絡体制・災害時の非常物品等の確認に努めていく。また、日常から安全対策に努めると共に、感染症対策に関しても、うがい・手洗い等日常的な感染予防に努めていく。
- (5) 外部研修へ職員が積極的に参加できるようにし、利用者への理解や支援の質の向上がされるよう努めていく。
- (6) 世話人会議においては、全員参加を義務とし、統一したサービスの提供と職員の意識や質の向上を図るための研修の機会とする。

- (7) 支援方法に迷いが出たときは、サービス管理責任者や医療機関や専門家へ助言を求め、適切な支援が出来るように努める。その為に普段から地域や協力いただける関係機関等との繋がりを大切にする。
- (8) 虐待防止法の理解を深め、日常的な金銭管理や利用者への支援方法において、振り返りの機会をもち予防に努めていく。また、労働環境や対人ストレスが高いホームについては、抱え込まない支援体制を築いていくように努めていく。
- (9) 高齢化に伴い、転倒する機会が多くなった利用者や新たな疾患の発症をする利用者が増えている。身体機能低下と健康への配慮をして事故や病気を予防するよう努めていく。

2-3 事務員

- (1) 事業所の窓口としての服装や言葉使い、マナーなどに気を配ると共に、不測の事態にも冷静な判断と対応が可能となるよう日頃から知識の探求と正確な情報の共有を心がけ、事務員として資質の向上に努める。
- (2) 事業所内外のコミュニケーション向上及び連携への取り組み
 - ア 事務職員の増員に伴い、報告、連絡、相談のより一層の徹底に努めるとともに、必要に応じて業務分担の見直しを実施し、効率的かつ正確な事務処理が行えるようにする。
 - イ 利用者及び家族や関係者の要望を的確にとらえるとともに、わかりやすい説明と同意・納得していただけるような丁寧な対応をするよう努める。
 - ウ 昨年度のグループホームの増加に伴う職員の増員及び各ホームにおける職員の就業時間や就業場所の把握に努めるとともに、従来以上に確実かつスムーズな情報の伝達に努める。
 - エ 昨年度のグループホームの増加と利用者の増員に伴い、より安全・安心な生活の場を提供できるよう、定期的にホームを訪問するなど現状の把握に努める。
 - オ 事業所内、法人内及び外部関係機関との情報共有と伝達について、タイムリーかつ正確に行えるよう、日頃から利用者個々の理解を深める努力や職員や事業所内の状況の把握に努める。
- (3) 利用者の金銭管理について、利用者預かり金管理規定（内規）に従い、不適切な事例が生じないよう細心の注意を払う。
- (4) 建物や設備について、老朽化や防災対策に加え、利用者が暮らしやすい環境づくりと、職員の身体的負担の軽減を考慮した計画の策定と資金の確保と運用に努める。
- (5) 社会福祉法人法の改正に伴う制度改革により、これまで以上に適正な会計処理と人材の確保や適切な処遇を心掛け、無理・無駄のない安定した事業運営が行えるよう努めていく。

2-4 野中ハイツ I

- (1) 緊急時に柔軟な対応ができるよう、夜間勤務の職員を配置し、不測の事態に対応できるように、医療機関等と連携をとりながら支援を行う。
- (2) 食事会を月に1回のイベントとして行う。
- (3) 希望により買い物支援を行う。

- (4) 利用者、世話人、事務所職員で月1回ミーティングを行う。
- (5) 選挙の投票を希望する方へは送迎などのサポートを行う。
- (6) 希望者、もしくは必要に応じて部屋の掃除など支援を行う。
- (7) 利用者の希望に沿って、年に一度の旅行を企画、実施する

2-5 野中ハイツⅡ

- (1) 利用者間のトラブルなどが多いため、関係調整の支援を丁寧に行う。また、必要に応じて個別の相談時間を作り、ストレスの緩和を図る。
- (2) 個々のニーズに合わせた支援を行う。また、誕生会は各利用者の希望を優先した別メニューを作り、お祝いをする。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行う。
- (4) 利用者の清潔を保つため、部屋の清掃、整容、着替え、入浴など、必要に応じて個別に支援を行う。
- (5) 必要に応じて食材や日用品などの買い物支援を行う。

2-6 若衆内ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切にし、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。
利用者においては、落ち着いた生活が継続していけるよう、サービスの質の向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう支援を行う。また、利用者からニーズが出された場合には、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 就労や日中の過ごし方に関して個別支援を基本に行う。
- (3) 利用者間のトラブルや地域住民との関わりにおいて、個別支援の必要があるときは、個別対応を重視して行う。
- (4) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行い、記録する。
- (5) 利用者より旅行の希望があった為、東京への旅行企画を行う。また、必要に応じて、ホームでの誕生日会や外出、食事会を行う。
- (6) 病院スタッフ等との連携を密にし、必要に応じて通院支援を行う。
- (7) 喫煙者が入居している為、特に防火への意識を日常的にもち、避難訓練などを定期的に行う。
- (8) 建物老朽化対策による屋根外壁等修繕工事を行う。

2-7 横大道ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切にし、今後もその関係を継続できるように運営を行う。
利用者においては、支援度が高いため、本人のニーズを把握し個別支援計画に基づいて支援を行う。また、地域住民と利用者の関係についても適切な社会関係が築けるよう支援を行う。
- (2) 土、日は利用者と共に庭の掃除等を行い、ゴミゼロの日等は近隣のゴミ拾い等の地域清掃を実施していく。
- (3) 希望により通院、床屋、買い物の支援を行う。
- (4) 誕生会の時には外食支援を行う。
- (5) 複数職員で支援にあたっているため、サービスの統一を図りながら、世話人、事務所職員と月1回ミーティングを行う。
- (6) 他機関や日中活動先と連携をしながら情報を共有し、入居者の心身の状態の変化にあわせた支援を行っていく。
- (7) 東京への日帰り旅行の希望があるため、相談しながらこれを計画・実施していく。

- (8) 消防設備の整備として火災通報装置及び自動火災報知設備の整備を行う

2-8 中川ハウス

- (1) 行動障害のある人が利用している共同生活住居である事を十分に認識して支援を行う。本人、家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用していることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行う。
- (2) 行政機関の連携を密にし行動障害のある人が利用している共同生活住居であることを共通理解として常に共有し、必要に応じて協力をしてもらえるよう信頼関係の構築に努める
- (3) 複数の職員が交代で支援に入っているため、支援のばらつきが起こらないようにミーティングでの確認や個別支援計画での確認を行う。また、ヘルパーの利用もあるため、ヘルパー事業所とも情報共有をして支援方法の統一を行っていく。
- (4) 言葉が出にくい利用者や、会話が出来ない利用者へ声かけを多く行い、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (5) 自分で訴えが出来ない利用者もいるため、利用者の体調管理について、世話人及び関係する事業者と連携し、日頃の小さな変化に気づけるように支援を行う。
- (6) 日頃から災害への意識を高め、迅速に避難できるよう避難方法を確認しておく。
- (7) 利用者が楽しめるように外出、買い物、食事の企画を個別に支援を行う。
- (8) 高齢により転倒リスクが高まっている利用者がある。ヒヤリハットを分析しながら転倒リスクを軽減できるように、取り組んでいく。
- (9) 家族も高齢になり、外泊機会が少なくなっている利用者がある。帰省時期に精神面を崩しやすいので、日帰りでの帰省などを検討していく。

2-9 萩園ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として町内会の行事に積極的に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切に、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。女性の共同生活住居であるため、その特性に応じた支援が十分に行えるよう努める。
本人、ご家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用されていることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行っていく。
- (2) 地域の特性上、津波の対策が必要である。近隣の方との有事の際の連携や、避難訓練、関係機関との確認等、対策を強化していく。
- (3) 意思決定支援のガイドラインを活用し、コミュニケーションが円滑に行えるように努めていく。
- (4) 高齢の利用者も入居しており、精神的、身体的状況の変化に合わせて柔軟に支援方法を見直していくように努めていく。
- (5) 体調管理が個別に必要な方への支援は継続して行う。
- (6) 複数の世話人が交替で支援をしているため、月に1回職員のミーティングを行い、支援の統一を行う。
- (7) スプリンクラーの設備整備を行う。

2-10 東足洗ハウス

- (1) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、行事等へ積極的に参加するよう努める。
本人、家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用していることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行う。

- (2) 複数の職員が交替で支援に入っているため、支援のばらつきが起こらないように、ミーティングでの確認や、個別支援計画での確認を行う。
- (3) 言葉が出にくい利用者や会話が出来ない利用者に対し声をかけを多くおこない、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (4) 個々の体調管理を徹底する。自ら不調を訴えることが少ない為、職員は体調の変化について、バイタルチェックを行いながら注意深く観察していく。また、日中活動事業所や居宅介護事業所と情報共有を意識し、利用者の変化に対応できるようにしていく。
- (5) 階段の多い住居のため、転倒、転落に注意をする。
- (6) スプリンクラーの設備整備を行う。

2-1-1 西足洗ハウス

- (1) 利用者一人一人の暮らしを大切に、本人のニーズに対応した支援を個別支援計画を基に支援をしていく。
利用者の高齢化に伴い、身体面・精神面の変化がある為、個別支援が必要な利用者に対して、訪問看護や主治医、ケースワーカーとの連携を強化し、支援を行う。
- (2) 近隣住民との関係が主体的に出来てきているので、サポートをしていく。
- (3) 就労に向けた取り組みや、選挙の投票等、社会生活への参加を促すような支援を組み立てていく。
- (4) 食事提供について、利用者の希望を尊重し支援を行う。
- (5) 月に1回のミーティングを行い、食事会、カラオケ外出を企画し行う。また、クリスマス会等の季節行事、年一回一泊旅行を行うなどして、充実した生活を送れるよう支援を行う

2-1-2 広原ハウス

- (1) 利用者主体での月1回のミーティングと食事会を継続して行っていく。
- (2) 身体機能低下や認知機能低下の進行がみられる利用者に対して、利用者の状態に合わせた支援とその見直しを適宜行う。
- (3) 月に一度のハウス全体の外出とは別に個別での外出も増やしていけるようにする。
- (4) 昨年旅行に出かけた利用者が、今年も行きたいという希望があった為、本人の希望にそって一泊旅行の企画を行う。
- (5) 利用者一人一人への声掛けを大切に、体調の変化と見守りを心がける。
- (6) 利用者個々のニーズに合わせた支援を行っていく。
- (7) 利用者間のトラブル等により不安感を感じる利用者もいる。利用者の些細な変化に注意し、適切な対応を心掛け精神面の安定を促していく。

2-1-3 大割ハウス

- (1) 地域の一員として行事等へ継続して積極的に参加できるよう支援を行う。また、地域の祭り等の行事に参加していく事で、社会参加を促し地域とのつながりを大切にしていく。
- (2) 日常生活内で利用者同士のトラブルが起こる等、対人関係の構築を苦手としている利用者がある為、円滑な人間関係の構築ができるよう支援の工夫を図る。
また、関係者（病院、訪問介護など）との連携を密にし、複合的な支援体制を作っていく。
- (3) 利用者本人が出来る事の範囲を広げられる支援を行っていく。
- (4) 高齢者が多いため、機能低下を防ぐ支援や、日中の過ごし方の検討を行う。また、必要に応じて受診同行を行っていく。
- (5) 外出、旅行の希望がある時は希望に沿うよう計画し、これを実行する。

- (6) 利用者との会話を大切にし、ミーティング等で予定の確認を行う。
- (7) 年に一度、一泊旅行を企画・実施する。

2-14 対馬ハウス

- (1) 利用者の心身状態の変化に注意をして支援を行う。変化があったときは関係機関と連携し、迅速に対応を行う。
- (2) 利用者の嗜好や体調管理を意識して、食事の提供を行っていく。
- (3) 転倒リスクが高い利用者が多い為、転倒予防に努めていく。
- (4) 利用者の希望時に外食を行う。また、旅行においても同様に計画を立てて実施する。

2-15 下立ハウス

- (1) サービスの質向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) ホーム内での誕生会を各利用者の誕生月に行う。
また、月に一度の外食の企画、定期的な買い物支援、利用者が希望した際の外出支援を行う。
- (3) 身体障害を重複する利用者や医療機関の協力が特に必要な利用者がある為、関係機関との連携を密にし、共通の認識を持って支援を行う。
- (4) 希望時もしくは必要に応じて利用者と一緒に部屋の掃除や整理整頓を行う。
- (5) 喫煙者が複数おり、うち1名は車椅子を使用しているため、常に防火への意識を持つように支援する。

2-16 生沼ハウス

- (1) 地域の一員として行事等へ積極的に参加するように努める。また、複数の職員が支援にあたる為、統一した支援が行えるように、個別支援計画や、定期的なミーティング等を通してスムーズな連携を図る。
- (2) 利用者が日中活動先への参加を継続していけるように、些細な事でもストレスを抱え込まずに話せる場面を作っていく。
- (3) 希望により外出支援や病院受診などの支援を行う。
- (4) 調理や自室清掃など希望がある場合には一緒に行い、本人の生活能力を向上させていく。
- (5) 世話人室が無い為、世話人室の確保を検討していく。
- (6) 利用者とのコミュニケーションにおいて課題があり、利用者の状況に応じて関わり方を柔軟に対応し、利用者との信頼関係を徐々に築いていくように努める。

2-17 矢指ハウス

- (1) 関係機関と連携して、利用者個々の情報を共有し、ニーズの変化を把握し対応をしていく。
- (2) 利用者一人一人がそれぞれ違う日中活動先に通う事が出来ている。精神面のストレスによって通いたくない時もあるため、利用者の意向に寄り沿いながら支援を行う。また、継続して日中活動先に通っている事を評価し、日中活動先への参加意欲につながるように支援を行っていく。
- (3) 身体介護が必要な利用者がある為、職員の介護技術の向上及び怪我の予防に努めていく。また、リフターを活用し、利用者及び職員が安全に怪我のないトランスファーが出来るように努めていく。
- (4) 利用者ミーティングを実施し、利用者が主体的にホーム内でのイベントを企画し、参加できるように促していく。
- (5) 利用者の希望にそって、旅行の計画を立てて実施する。

(6) スプリンクラー設備整備を行う

2-18 小割ハウス

- (1) 多飲水の傾向がある為、現在水分量を減らせるよう支援を行っている。また、現在内服薬の調整も行っている為、本人の精神状態が悪化しないよう注意深く見守りを行っている。
- (2) 日中活動の一環として封筒等のシール貼りをハウス内で行っている。他にもストレス発散や運動不足解消のために本人が楽しめる日中活動支援を検討、支援していく。
- (3) 関係機関と連携しながら、家族との関係を見守っていく。
- (4) 本人のコミュニケーションは日々少しずつ変化している。医療機関と連携し、相談や改善を繰り返しながら支援を行っている。

2-19 仲町ハウス

- (1) グループホームの老朽化に伴い、平成29年度5月に廃止を行う。利用者3名については平成29年5月に開設される川間ハウスに引っ越しを行う。

2-20 折戸ハウスⅠ

- (1) 利用者個々で生活と仕事を両立して過ごしているが、ワンルームタイプの居室のために一人で問題を抱え込みやすい傾向がある。利用者の気持ちをくみ取る機会をミーティングや個別外出で確保していく。
- (2) 地域との交流の機会も大切にし、プライベート空間の生活を充実させるだけでなく、地域住民と繋がりのもてる時間を共有し、生活の質を高めていく。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行い、食事会等の企画や普段の生活で困っている事等について話し合う。
- (4) 希望により部屋の清掃・買い物支援を行う。
- (5) 季節の行事や、月1回食事会を行う等して、余暇活動を充実させていく

2-21 折戸ハウスⅡ

- (1) ワンルームタイプの居室の為、プライベートな空間が強くなる特色をもつホームなので関係機関と連携しながら必要に応じて介入し支援する。
- (2) 地域のゴミゼロ運動には継続して参加することができており、今後も地域との繋がりのもてる時間を共有し、生活の質を高めていく。
- (3) 誕生日会や季節行事を行う等して、余暇活動の充実ができるよう支援を行う
- (4) 希望により、部屋の清掃・買い物支援・外食支援を行う。

2-22 仲才ハウス

- (1) 平成28年11月より定員9名で開設した。現在は7名の利用者が生活をしている。街中で学校が近い立地条件の為、近隣住民との関係性も大切にしながら支援を行う。
- (2) 利用者主体のミーティングを月1回行う。
- (3) 複数の世話人による支援体制となる為、事務所職員、世話人によるミーティングを月1回行い、個別支援計画に基づいた支援体制の統一化に努める
- (4) 利用者の希望に応じて、買い物や床屋等の付き添い支援を行う
- (5) 利用者の誕生会は希望があった場合別メニューを作る

2-23 川間ハウス（仮称）

- (1) 平成29年5月に定員3名で開設を行う。開設に伴い、仲町ハウスの利用者3名が入居する。

- (2) 交通の便の状況が変わる為、日中活動の移動手段の確認として、利用者・世話人・事務所職員とで繰り返し外出のルートをとる等の支援を行っていく。
- (3) 月一回の食事会を継続し、利用者同士の交流が円滑にいくよう支援し、日々の安定を図っていく。
- (4) 利用者が新しい地域に馴染めるように、行事等へ積極的に参加するよう努める。
- (5) 間食や夜食が増え、体重増加傾向の利用者がいるため、糖尿病予防も含めて健康管理に留意して支援を行う。
- (6) 食事提供について、利用者の希望を尊重し支援を行う。
- (7) 利用者の生活における課題については、海上寮地域生活支援連絡会で相談し、利用者が安定した生活を送れるよう支援する。
- (8) 入浴が苦手な利用者へ、身体面の清潔を保つため、継続して声かけを行う。

3 年間行事計画

別紙3のとおり

- * 1泊旅行に関しては、各ホーム年に1回までは、ホームの行事として行う。
その場合には、利用者・職員にて事前に計画を立て、経営会議を通して決定する。

4 会議

毎月1回、下記の会議を行う。

- ・施設・事業所長会議
- ・経営会議
- ・法人グループホーム運営会議
- ・世話人会議
- ・各グループホームミーティング
- ・海上寮地域生活支援連絡会（隔週）
- ・旭中央病院連絡会
- ・地域移行支援協議会
- ・地域生活支援会議
- ・総合安全対策委員会
- ・海匠世話人会議（2ヶ月に1回）
- ・海匠圏域設置者会（年2回）
- ・あい支援センター連絡会
- ・聖家族作業所連絡会
- ・その他、必要に応じて、ケース会議、調整会議を行う